

友

(分十系リ事カ者之増ニ注ス陸海兵也)

昭和三十二年共産黨叛乱

(本部)

(一) 一般令状

(二) 特別令状

十八

昭和三十二年夜中暴動

(一九)

(三) 一般令状

(四) 特別令状

十九

昭和三十二年三月三日労働組合労働交代花江被内運出

(五) 一般令状

(本部)

二十

昭和三十二年四月一日

(本部)

十一月廿四日

海陸労働組合決議書送附状ニ付之件

海軍労働組合結盟ニ十二月廿三日付ノ函ヲ付テ同海陸労働

組合決議書送附状ノ件ニ付テ之ヲ作成シ送附状ニ付テ

郵送ス

記

見習職工労働組合カノ禁止ノ件

道ノ可及ク労働カノ自由ニ付テス

工務規則カノ第廿八条ニ付テ思惟不他金ニ付テ工務管理上ノ保障

アクトルトキハ此カノセリ

他陳保陸海軍中ノ業務カ、起因ニ傷病ノ際差カニ付テ

業ニ在ルカモ担元ニ付テ其ノ勤ニ付テ

昭和三十二年ノ勤務加給ノ事カ付テ

4. 15
699